

令和8年度北部地域観光周遊計画策定事業における実証運行業務に係る 公募型対話方式プロポーザル実施要項

1 目的

沖縄北部地域では、ジャングリアの開業や世界自然遺産の登録をはじめ、本部港へのクルーズ船就航など観光客の増加が期待されている。他方、2次交通が不十分なため運転免許を持たない外国人や高齢者、Z世代等、レンタカーを利用しない観光客は周遊手段が限られており、限られた範囲内での観光に留まっているため、北部地域全体の観光資源を十分に活用できていない状況にある。

このため、本業務において、令和7年度に実施した「北部地域観光周遊計画策定業務」の報告書を踏まえ、民間事業者から単に実証運行案（ハード面）だけでなく、交通情報の一元化をはじめとするソフト面などの多角的なアプローチを含む提案を募集する。選定された提案者と、一般社団法人沖縄やんばるDMOが対話（サウンディング）を通じて実証計画を練り上げ、両者（必要に応じて協力企業等も含む）でコンソーシアムを組成の上、北部広域市町村圏事務組合へ提案し実証を行うことにより、観光周遊需要の把握に係る調査・分析を行うものであり、以下を目的とする。

- (1) 周遊計画報告書が提示した課題への実践的な解決策の検証
- (2) 複数市町村を横断する観光周遊ルートの有効性の実証
- (3) 民間事業者による持続可能な自走モデルの確立に向けた基盤整備

この要項は、北部広域市町村圏事務組合からの委託を前提とした観光周遊ルートの策定及び実証に係る事業者を公募型対話方式プロポーザルにより選定するにあたり、応募手続その他必要な事項を定めるものである。

2 対象業務概要

名 称 : 令和8年度北部地域観光周遊計画策定事業における実証運行業務
委 託 者 : 北部広域市町村圏事務組合
履 行 期 間 : 契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで
履 行 場 所 : 沖縄県北部地域

【参考】沖縄県北部地域（やんばる）＝名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村の12市町村を指す。

予 算 上 限 額 : 55,000,000 円（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

※1実証（ルート）あたり1,500万円～2,000万円（税込み）を想定

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体の場合は、構成員全員とする。ただし、(1)については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものと

する。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 提案内容に必要となる許認可を受けていること（例：旅行業法に基づく旅行業の登録、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業・一般貸切旅客自動車運送事業の許可等）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 北部 12 市町村のいずれかの市町村から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人住民税③固定資産税）を滞納していないこと。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期限
案件公表（公告）	令和 8 年 7 月 1 6 日（木）
事業説明会	令和 8 年 7 月 2 4 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 午後 5 時必着
質問の回答	令和 8 年 7 月 3 1 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 6 日（木） 午後 5 時必着
参加資格確認結果通知の交付	令和 8 年 8 月 7 日（金）
企画提案書類の提出期限	令和 8 年 8 月 1 3 日（木） 午後 5 時必着
選定委員会（プレゼンテーション及び ヒヤリング）開催日	令和 8 年 8 月 2 0 日（木） ※予備日 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
対話期間（サウンディング）	優先交渉権者確定後～ 令和８年９月１５日（火）
コンソーシアム組成	令和８年９月下旬
北部広域市町村圏事務組合へ提案	令和８年９月末
北部地域観光交通協議会へ報告	令和８年１０月中旬
北部広域市町村圏事務組合との契約締結	令和８年１０月下旬
実証開始時期	令和８年１１月２日（月）～ 令和９年２月２８日（日）

(2) 提出書類等

- ① 参加表明書【様式１】
- ② 会社概要表【様式２】
- ③ 企画提案提出書【様式３】
- ④ 業務実績表【様式４】
- ⑤ 業務執行体制表【様式５】
- ⑥ 企画提案書【任意様式】
- ⑦ 参考見積書【任意様式】
- ⑧ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
- ⑨ 質問書【様式６】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式７】※参加を辞退する者のみ
- ⑪ 評価項目対照表【様式８】

※共同企業体の参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。（ただし、上記②④⑧については構成企業ごとに提出すること。）

※各種証明書は、３か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：本要項６ページ ９問合せ先と同様とする。

※当法人ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式６】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

- ① 受付期限は令和８年７月３０日（木）正午まで（必着）
 - ② 提出方法は原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。
 - ③ 回答方法

当法人のホームページ上にて回答する。なお、令和8年7月31日（金）を回答予定日とする。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を提出するものとする。

① 提出期限

令和8年8月6日（木）の午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

メールにて提出

※本要項6ページ 9問合せ先を参照

(5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和8年8月7日（金） 交付方法：電子メールにて送付

② その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、休業日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、（一社）沖縄やんばるDMOは書面を受領した日の翌日起算で休業日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年8月13日（木）の午後5時まで（必着）

② 企画提案書類等（※別紙2「企画提案提出書類について」参照）

企画提案提出書など一式

③ 提出方法

担当課窓口へメールにより提出すること。

※本要項6ページ 9問合せ先を参照

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和8年8月20日（木）とし、予備日は令和8年8月25日（火）とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

（ア）プレゼンテーション 20分

(イ) 質疑応答 15 分

(ウ) 合計 35 分

※応募者多数の場合は、プレゼンテーション時間を短縮し対応する

- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、当法人で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ プレゼンテーションの途中において、パソコンの動作不良等が生じた場合のプレゼンテーションの中断、やり直しは委員長が判断する。
- ⑧ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。
- ⑨ 以下の提案内容については、プレゼンテーション及びヒヤリングの実施を見送る。
 - (ア) 実証のみの提案
 - (イ) プロモーションのみの提案
 - (ウ) その他、本実証事業に該当しない提案

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、優先交渉権者とする。
- (2) 本プロポーザルの評価は、当法人が別に定める「北部地域観光周遊計画策定事業における実証業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、当法人において点数の高い提案から順に予算の範囲内で選定するものとする。
- (4) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- (5) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合

- (4) 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たしていないことが発覚した場合
- (7) その他本実施要項に違反した場合

7 コンソーシアム組成

- (1) 優先交渉権者について
プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて優先交渉権者に選定された者に対して、当法人が複数回の対話（サウンディング）を行い、現地状況・関係機関との調整状況・法令要件・予算制約等を踏まえて実証案を精査・調整する。
- (2) 最終実証計画の策定
サウンディングではルート調整・販売価格・予算組み換え・実施体制変更等を含む内容の変更を行う可能性があり、当法人と優先交渉権者が最終実証計画に合意するものとする。
- (3) コンソーシアムの組成
最終実証計画に対する当法人理事会審議承認後、甲乙双方の合意をもって、以下の方針でコンソーシアムを組成する。
 - ① 代表：一般社団法人沖縄やんばるDMO
 - ② 構成員：優先交渉権者
 - ③ 当法人とコンソーシアム協定書を締結の上、北部広域市町村圏事務組合に対する企画提案を行う。提案承認後は、北部広域市町村圏事務組合と優先交渉権者（乙）が直接業務委託契約締結の上、実証運行を開始する。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 当法人が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、公開するものとする（優先交渉権を得た企業名のみ。次点以降は企業名を公表しない）。
- (5) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の当法人の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。
- (6) 本プロポーザルにおける優先交渉権者の選定は、（一社）沖縄やんばるDMOとのコンソーシアム組成を保証するものではない。

- (7) 最終実証計画については、コンソーシアムより北部広域市町村圏事務組合へ提案を行い、今後設置予定の北部地域観光交通協議会（仮称）へ報告後、北部広域市町村圏事務組合と業務委託契約を締結し実証事業に着手するものとする。

9 問合せ先

一般社団法人 沖縄やんばるDMO

住 所：〒905-0009 沖縄県名護市宇茂佐の森五丁目 2 番地 7（北部会館 2 階）

電話番号：0980-43-4560（担当：新垣太輔）

F A X：0980-43-4561

メールアドレス：info@yambaru-dmo.org

※メールの件名の冒頭に【観光周遊】と記載ください

(要項 4 (3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次の書類をそれぞれ別ファイルとしてメールに添付の上、提出するものとする。

No.	提出書類
1	参加表明書【様式 1】※記名及び押印の上、提出すること
2	会社概要表【様式 2】 ※記載は 1 頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること
3	業務実績表【様式 4】
4	登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可）
5	納税証明書（直近 1 年分）（写し可）

※各種証明書は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

※共同企業体の場合、No. 2 から No. 5 は構成企業ごとに提出すること

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とする。

② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。

(2) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案提出書【様式3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式2】

ア 別紙1「参加表明提出書類について」(2) No.2 同様。

③ 業務実績表【様式4】

ア 別紙1「参加表明提出書類について」(2) No.3 同様。

④ 業務執行体制表【様式5】

⑤ 評価項目対照表【様式8】

ア 別紙3「評価項目及び配点について」の各評価項目に対応する企画提案書の頁番号を記入すること。

⑥ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙3に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑦ 参考見積書【任意様式】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(3) 上記(2)で示した書類をそれぞれ別ファイルとしてメールに添付の上、提出するものとする。

(要項 5(3)関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評 価 項 目		評価の着眼点	配点
1	実施方針 (10点)	本業務実施の背景、課題や目的及び仕様書の趣旨を理解しているか。	10
2	企画提案内容 (65点)	自走化を見据えた適正な料金設定(収益性)が示されているか。	10
		具体的な効果検証・データ収集の方法が提案されているか。	15
		旅マエ・旅ナカへの効果的なプロモーションが示されているか。	20
		単なる交通手段の提供に留まらない付加価値を高めるための独自提案が示されているか。	20
3	業務実施体制 (15点)	本業務の実施にあたり、類似の業務実績を有している者を配置するなど、効果的に業務を遂行できる人員体制か。	5
		業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行が見込める提案内容となっているか。	10
4	プレゼンテーション (5点)	説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
5	見積内容 (5点)	積算根拠が示されているか。	5

満点：100